

令和5年9月25日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会

令和5年度最低賃金額の改定及び最低賃金の引上げに向けた業務改善助成金に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

この度、標記に関し、厚生労働省労働基準局長より、本会会長宛てに、別紙の通り周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、傘下の会員組合・組合員企業等に対し、別添により、本件につきまして周知していただきますようお願い申し上げます。

基 発 0 9 1 9 第 1 号
令 和 5 年 9 月 1 9 日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和5年度最低賃金額の改定及び最低賃金の引上げに向けた
業務改善助成金に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度の地域別最低賃金につきましては、全ての都道府県において改定額の公示が行われ、10月1日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これに伴い、厚生労働省では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者を対象に、設備投資などに要した費用の一部を助成する業務改善助成金について、対象となる事業場を拡大するなどの拡充を図り、同年8月31日から申請受付を開始しました。

これらを踏まえ、厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び業務改善助成金の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の会員等への改定額及び業務改善助成金の周知・広報について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスター等を都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、
(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

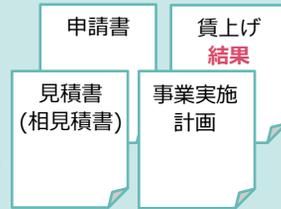
【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、
・ 賃金引き上げ計画書
・ 事業実施計画書
が必要です。



事業場規模
50人未満で
あればこちら
も適用

一定の期間※に事業
場内最低賃金を引き
上げていた場合は、
**賃金引き上げ計画は不
要**です。(事業実施
計画は必要です。)



※令和5年4月1日～12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10○8人の労働者を953円まで引き上げ(90円コース)
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

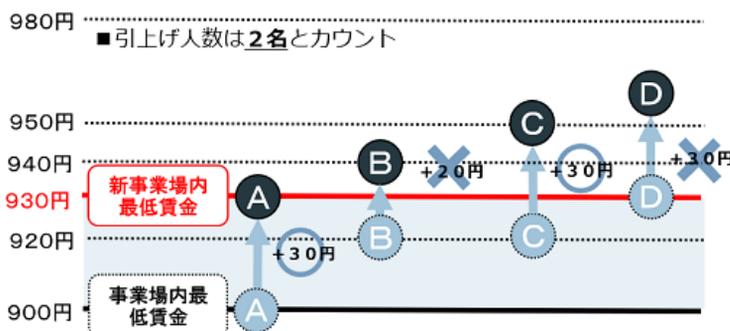
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただ

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]

事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しきれなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が6人から4人に軽減

<導入後>

さらなる工夫
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時は2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み取り込みの手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

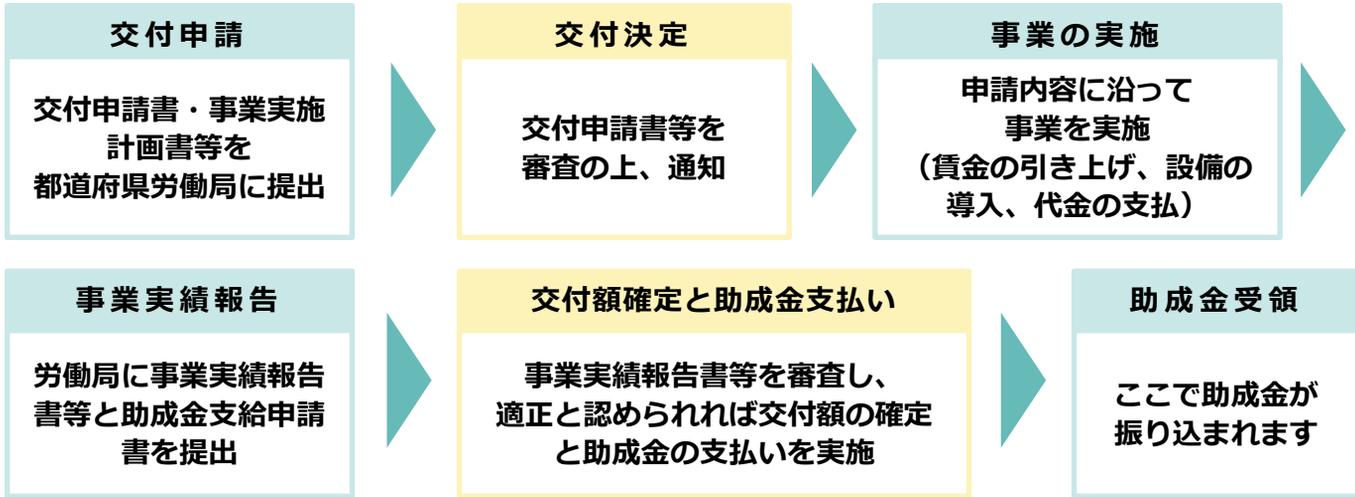
成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案



助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日**までに引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了

対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

対象外

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

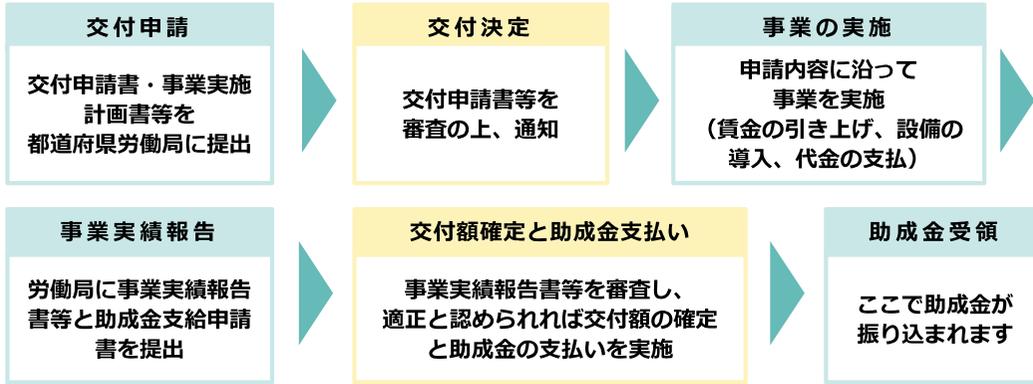
業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了

対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

対象外

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



参考ウェブサイト

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

令和5年8月31日に拡充されました!
(改正部分はピンク色の文字の部分です)

令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位など

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただけます。

【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、
・賃金引上げ計画書
・事業実施計画書
が必要です。



一定の期間*に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、**賃金引上げ計画は不要**です。(事業実施計画は必要です。)



※令和5年4月1日~12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引上げ(90円コース)
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
(=600万円×9/10)
(設備投資費用×助成率)

450万円
(=助成上限額)
(90円コースの助成上限額)

→ 450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック!

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック!

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

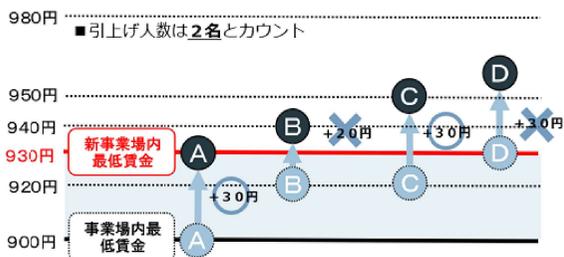
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の教え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
 - ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
- (ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規導入に限ります)。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者(②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費(チラシの制作費)、改築費(事務室等の拡大)、汎用事務機器や什器備品(机・椅子等)の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の改善を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただ



生産性向上のヒント集(令和5年3月作成)【PDF形式: 5,196KB】
【5.1MB】



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、通行する距離を一度に2倍(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができていない状態でした。

実施効果 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員を減らすことなく可能な状態にしました。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入しました。

繁忙期の配膳業務を平準化した(社員)

さなな亭エス

セルフオーダーシステムや自動注文・決済業務を導入している。

<導入前> <導入後>

配膳効率の25%向上し、配膳に係る人員75人が4人に軽減

実施効果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間割(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾洗機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し物の取り回しにかなりの時間がかかり、洗濯物を乾かすのに時間がかかり、買い出しに手間が必要であった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施効果 送迎時の介助、洗濯物干しを取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考え、そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾洗機付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前> <導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

実施効果 リフト付き福祉車両、乾洗機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が削減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間割(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・賃金引き上げ計画
・事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・計画に基づく賃上げの実施
・計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提出
は不要となりました

以下の書類の提出は必要です
・賃金引き上げ結果
・事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



年 度	平 成 14 年 度		平 成 15 年 度		平 成 16 年 度		平 成 17 年 度		平 成 18 年 度	
都 道 府 県 名	改定額(円)	発 効 年 月 日	改定額(円)	発 効 年 月 日	改定額(円)	発 効 年 月 日	改定額(円)	発 効 年 月 日	改定額(円)	発 効 年 月 日
北 海 道	637	平成14年10月1日	637	平成14年10月1日	638	平成16年10月1日	641	平成17年10月1日	644	平成18年10月1日
青 森	605	平成14年10月1日	605	平成14年10月1日	606	平成16年10月1日	608	平成17年10月1日	610	平成18年10月1日
岩 手	605	平成14年10月1日	605	平成14年10月1日	606	平成16年10月1日	608	平成17年10月1日	610	平成18年10月1日
宮 城	617	平成14年10月2日	617	平成14年10月2日	619	平成16年10月1日	623	平成17年10月1日	628	平成18年10月1日
秋 田	605	平成14年9月30日	605	平成14年9月30日	606	平成16年9月30日	608	平成17年9月30日	610	平成18年10月1日
山 形	605	平成14年10月1日	606	平成15年10月1日	607	平成16年10月1日	610	平成17年10月1日	613	平成18年10月1日
福 島	610	平成14年10月1日	610	平成14年10月1日	611	平成16年10月1日	614	平成17年10月1日	618	平成18年10月1日
茨 城	647	平成14年10月1日	647	平成14年10月1日	648	平成16年10月17日	651	平成17年10月1日	655	平成18年10月1日
栃 木	648	平成14年10月1日	648	平成14年10月1日	649	平成16年10月1日	652	平成17年10月1日	657	平成18年10月1日
群 馬	644	平成14年10月1日	644	平成14年10月1日	645	平成16年10月1日	649	平成17年10月1日	654	平成18年10月1日
埼 玉	678	平成14年10月1日	678	平成14年10月1日	679	平成16年10月1日	682	平成17年10月1日	687	平成18年10月1日
千 葉	677	平成14年10月4日	677	平成14年10月4日	678	平成16年10月4日	682	平成17年10月4日	687	平成18年10月1日
東 京	708	平成14年10月1日	708	平成14年10月1日	710	平成16年10月1日	714	平成17年10月1日	719	平成18年10月1日
神 奈 川	706	平成14年10月1日	707	平成15年10月1日	708	平成16年10月1日	712	平成17年10月1日	717	平成18年10月1日
新 潟	641	平成14年9月30日	641	平成14年9月30日	642	平成16年9月30日	645	平成17年9月30日	648	平成18年9月30日
富 山	644	平成14年10月1日	644	平成14年10月1日	644	平成16年10月1日	648	平成17年10月1日	652	平成18年10月1日
石 川	645	平成14年10月1日	645	平成14年10月1日	646	平成16年10月1日	649	平成17年10月1日	652	平成18年10月1日
福 井	642	平成14年10月1日	642	平成14年10月1日	643	平成16年10月1日	645	平成17年10月1日	649	平成18年10月1日
山 梨	647	平成14年10月1日	647	平成14年10月1日	648	平成16年10月1日	651	平成17年10月1日	655	平成18年10月1日
長 野	646	平成14年10月1日	646	平成14年10月1日	647	平成16年10月1日	650	平成17年10月1日	655	平成18年10月1日
岐 阜	668	平成14年10月1日	668	平成14年10月1日	669	平成16年10月1日	671	平成17年10月1日	675	平成18年10月1日
静 岡	671	平成14年10月1日	671	平成14年10月1日	673	平成16年10月1日	677	平成17年10月1日	682	平成18年10月1日
愛 知	681	平成14年10月1日	681	平成14年10月1日	683	平成16年10月1日	688	平成17年10月1日	694	平成18年10月1日
三 重	667	平成14年10月1日	667	平成14年10月1日	668	平成16年10月1日	671	平成17年10月1日	675	平成18年10月1日
滋 賀	651	平成14年9月29日	651	平成14年9月29日	652	平成16年10月1日	657	平成17年10月1日	662	平成18年10月1日
京 都	677	平成14年10月1日	677	平成14年10月1日	678	平成16年10月1日	682	平成17年10月1日	686	平成18年10月1日
大 阪	703	平成14年9月30日	703	平成14年9月30日	704	平成16年9月30日	708	平成17年10月1日	712	平成18年9月30日
兵 庫	675	平成14年9月30日	675	平成14年9月30日	676	平成16年9月30日	679	平成17年9月30日	683	平成18年9月30日
奈 良	647	平成14年10月1日	647	平成14年10月1日	648	平成16年10月1日	652	平成17年10月1日	656	平成18年10月1日
和 歌 山	645	平成14年10月1日	645	平成14年10月1日	645	平成16年10月1日	649	平成17年10月1日	652	平成18年10月1日
鳥 取	610	平成14年10月1日	610	平成14年10月1日	611	平成16年10月1日	612	平成17年10月7日	614	平成18年10月1日
島 根	609	平成14年10月1日	609	平成14年10月1日	610	平成16年10月1日	612	平成17年10月1日	614	平成18年10月1日
岡 山	640	平成14年10月1日	640	平成14年10月1日	641	平成16年10月1日	644	平成17年10月1日	648	平成18年10月1日
広 島	644	平成14年10月1日	644	平成14年10月1日	645	平成16年10月1日	649	平成17年10月1日	654	平成18年10月1日
山 口	637	平成14年10月1日	637	平成14年10月1日	638	平成16年10月1日	642	平成17年10月1日	646	平成18年10月1日
徳 島	611	平成14年10月1日	611	平成14年10月1日	612	平成16年10月1日	615	平成17年10月1日	617	平成18年10月1日
香 川	618	平成14年10月1日	619	平成15年10月1日	620	平成16年10月1日	625	平成17年10月1日	629	平成18年10月1日
愛 媛	611	平成14年10月1日	611	平成14年10月1日	612	平成16年10月1日	614	平成17年10月1日	616	平成18年10月1日
高 知	611	平成14年10月1日	611	平成14年10月1日	611	平成16年10月1日	613	平成17年10月1日	615	平成18年10月1日
福 岡	643	平成14年10月1日	644	平成15年10月19日	645	平成16年10月1日	648	平成17年10月1日	652	平成18年10月1日
佐 賀	605	平成14年10月1日	605	平成14年10月1日	606	平成16年10月1日	608	平成17年10月1日	611	平成18年10月1日
長 崎	605	平成14年10月6日	605	平成14年10月6日	606	平成16年10月1日	608	平成17年10月1日	611	平成18年10月1日
熊 本	606	平成14年10月1日	606	平成14年10月1日	607	平成16年10月1日	609	平成17年10月1日	612	平成18年10月1日
大 分	606	平成14年10月1日	606	平成14年10月1日	607	平成16年10月1日	610	平成17年10月1日	613	平成18年10月1日
宮 崎	605	平成14年10月1日	605	平成14年10月1日	606	平成16年10月1日	608	平成17年10月1日	611	平成18年10月1日
鹿 児 島	605	平成14年10月1日	605	平成14年10月1日	606	平成16年10月1日	608	平成17年10月1日	611	平成18年10月1日
沖 縄	604	平成14年10月1日	605	平成15年10月1日	606	平成16年10月1日	608	平成17年10月1日	610	平成18年10月1日
全国加重平均額	663	-	664	-	665	-	668	-	673	-

年 度	平 成 19 年 度		平 成 20 年 度		平 成 21 年 度		平 成 22 年 度		平 成 23 年 度	
都 道 府 県 名	改定額(円)	発 効 年 月 日								
北 海 道	654	平成19年10月19日	667	平成20年10月19日	678	平成21年10月10日	691	平成22年10月15日	705	平成23年10月6日
青 森	619	平成19年10月31日	630	平成20年10月29日	633	平成21年10月1日	645	平成22年10月29日	647	平成23年10月16日
岩 手	619	平成19年10月28日	628	平成20年10月30日	631	平成21年10月4日	644	平成22年10月30日	645	平成23年11月11日
宮 城	639	平成19年10月20日	653	平成20年10月24日	662	平成21年10月24日	674	平成22年10月24日	675	平成23年10月29日
秋 田	618	平成19年10月28日	629	平成20年11月2日	632	平成21年10月1日	645	平成22年11月3日	647	平成23年10月30日
山 形	620	平成19年10月25日	629	平成20年10月30日	631	平成21年10月18日	645	平成22年10月29日	647	平成23年10月29日
福 島	629	平成19年10月19日	641	平成20年10月22日	644	平成21年10月18日	657	平成22年10月24日	658	平成23年11月2日
茨 城	665	平成19年10月20日	676	平成20年10月19日	678	平成21年10月8日	690	平成22年10月16日	692	平成23年10月8日
栃 木	671	平成19年10月20日	683	平成20年10月20日	685	平成21年10月1日	697	平成22年10月7日	700	平成23年10月1日
群 馬	664	平成19年10月19日	675	平成20年10月16日	676	平成21年10月4日	688	平成22年10月9日	690	平成23年10月7日
埼 玉	702	平成19年10月20日	722	平成20年10月17日	735	平成21年10月17日	750	平成22年10月16日	759	平成23年10月1日
千 葉	706	平成19年10月19日	723	平成20年10月31日	728	平成21年10月3日	744	平成22年10月24日	748	平成23年10月1日
東 京	739	平成19年10月19日	766	平成20年10月19日	791	平成21年10月1日	821	平成22年10月24日	837	平成23年10月1日
神 奈 川	736	平成19年10月19日	766	平成20年10月25日	789	平成21年10月25日	818	平成22年10月21日	836	平成23年10月1日
新 潟	657	平成19年10月19日	669	平成20年10月26日	669	平成21年10月26日	681	平成22年10月21日	683	平成23年10月7日
富 山	666	平成19年10月20日	677	平成20年10月25日	679	平成21年10月18日	691	平成22年10月27日	692	平成23年10月1日
石 川	662	平成19年10月21日	673	平成20年10月19日	674	平成21年10月10日	686	平成22年10月30日	687	平成23年10月20日
福 井	659	平成19年10月19日	670	平成20年10月22日	671	平成21年10月1日	683	平成22年10月21日	684	平成23年10月1日
山 梨	665	平成19年10月28日	676	平成20年10月25日	677	平成21年10月1日	689	平成22年10月17日	690	平成23年10月20日
長 野	669	平成19年10月21日	680	平成20年10月16日	681	平成21年10月1日	693	平成22年10月29日	694	平成23年10月1日
岐 阜	685	平成19年10月19日	696	平成20年10月19日	696	平成21年10月19日	706	平成22年10月17日	707	平成23年10月1日
静 岡	697	平成19年10月26日	711	平成20年10月26日	713	平成21年10月26日	725	平成22年10月14日	728	平成23年10月14日
愛 知	714	平成19年10月25日	731	平成20年10月24日	732	平成21年10月11日	745	平成22年10月24日	750	平成23年10月7日
三 重	689	平成19年10月27日	701	平成20年10月26日	702	平成21年10月1日	714	平成22年10月22日	717	平成23年10月1日
滋 賀	677	平成19年10月25日	691	平成20年10月18日	693	平成21年10月1日	706	平成22年10月21日	709	平成23年10月20日
京 都	700	平成19年10月25日	717	平成20年10月25日	729	平成21年10月17日	749	平成22年10月17日	751	平成23年10月16日
大 阪	731	平成19年10月20日	748	平成20年10月18日	762	平成21年9月30日	779	平成22年10月15日	786	平成23年9月30日
兵 庫	697	平成19年10月31日	712	平成20年10月22日	721	平成21年10月8日	734	平成22年10月17日	739	平成23年10月1日
奈 良	667	平成19年10月25日	678	平成20年10月25日	679	平成21年10月17日	691	平成22年10月24日	693	平成23年10月7日
和 歌 山	662	平成19年10月20日	673	平成20年10月31日	674	平成21年10月31日	684	平成22年10月29日	685	平成23年10月13日
鳥 取	621	平成19年10月21日	629	平成20年10月26日	630	平成21年10月8日	642	平成22年10月31日	646	平成23年10月29日
島 根	621	平成19年10月19日	629	平成20年10月19日	630	平成21年10月4日	642	平成22年10月24日	646	平成23年11月6日
岡 山	658	平成19年10月26日	669	平成20年10月18日	670	平成21年10月8日	683	平成22年11月5日	685	平成23年10月27日
広 島	669	平成19年10月28日	683	平成20年10月26日	692	平成21年10月8日	704	平成22年10月30日	710	平成23年10月1日
山 口	657	平成19年10月28日	668	平成20年10月29日	669	平成21年10月4日	681	平成22年10月29日	684	平成23年10月6日
徳 島	625	平成19年10月21日	632	平成20年11月7日	633	平成21年10月1日	645	平成22年10月16日	647	平成23年10月15日
香 川	640	平成19年10月21日	651	平成20年10月19日	652	平成21年10月1日	664	平成22年10月16日	667	平成23年10月5日
愛 媛	623	平成19年10月25日	631	平成20年10月24日	632	平成21年10月1日	644	平成22年10月27日	647	平成23年10月20日
高 知	622	平成19年10月26日	630	平成20年10月26日	631	平成21年10月1日	642	平成22年10月27日	645	平成23年10月26日
福 岡	663	平成19年10月28日	675	平成20年10月5日	680	平成21年10月16日	692	平成22年10月22日	695	平成23年10月15日
佐 賀	619	平成19年10月28日	628	平成20年10月25日	629	平成21年10月1日	642	平成22年10月29日	646	平成23年10月6日
長 崎	619	平成19年10月21日	628	平成20年10月30日	629	平成21年10月10日	642	平成22年11月4日	646	平成23年10月12日
熊 本	620	平成19年10月25日	628	平成20年10月17日	630	平成21年10月18日	643	平成22年11月5日	647	平成23年10月20日
大 分	620	平成19年10月20日	630	平成20年10月29日	631	平成21年10月1日	643	平成22年10月24日	647	平成23年10月20日
宮 崎	619	平成19年10月27日	627	平成20年10月26日	629	平成21年10月14日	642	平成22年11月4日	646	平成23年11月2日
鹿 児 島	619	平成19年10月26日	627	平成20年10月18日	630	平成21年10月14日	642	平成22年10月28日	647	平成23年10月29日
沖 縄	618	平成19年10月28日	627	平成20年10月31日	629	平成21年10月18日	642	平成22年11月5日	645	平成23年11月6日
全国加重平均額	687	-	703	-	713	-	730	-	737	-

年 度	平 成 24 年 度		平 成 25 年 度		平 成 26 年 度		平 成 27 年 度		平 成 28 年 度	
都 道 府 県 名	改定額(円)	発 効 年 月 日								
北 海 道	719	平成24年10月18日	734	平成25年10月18日	748	平成26年10月8日	764	平成27年10月8日	786	平成28年10月1日
青 森	654	平成24年10月12日	665	平成25年10月24日	679	平成26年10月24日	695	平成27年10月18日	716	平成28年10月20日
岩 手	653	平成24年10月20日	665	平成25年10月27日	678	平成26年10月4日	695	平成27年10月16日	716	平成28年10月5日
宮 城	685	平成24年10月19日	696	平成25年10月31日	710	平成26年10月16日	726	平成27年10月3日	748	平成28年10月5日
秋 田	654	平成24年10月13日	665	平成25年10月26日	679	平成26年10月5日	695	平成27年10月7日	716	平成28年10月6日
山 形	654	平成24年10月24日	665	平成25年10月24日	680	平成26年10月17日	696	平成27年10月16日	717	平成28年10月7日
福 島	664	平成24年10月1日	675	平成25年10月6日	689	平成26年10月4日	705	平成27年10月3日	726	平成28年10月1日
茨 城	699	平成24年10月6日	713	平成25年10月20日	729	平成26年10月4日	747	平成27年10月4日	771	平成28年10月1日
栃 木	705	平成24年10月1日	718	平成25年10月19日	733	平成26年10月1日	751	平成27年10月1日	775	平成28年10月1日
群 馬	696	平成24年10月10日	707	平成25年10月13日	721	平成26年10月5日	737	平成27年10月8日	759	平成28年10月6日
埼 玉	771	平成24年10月1日	785	平成25年10月20日	802	平成26年10月1日	820	平成27年10月1日	845	平成28年10月1日
千 葉	756	平成24年10月1日	777	平成25年10月18日	798	平成26年10月1日	817	平成27年10月1日	842	平成28年10月1日
東 京	850	平成24年10月1日	869	平成25年10月19日	888	平成26年10月1日	907	平成27年10月1日	932	平成28年10月1日
神 奈 川	849	平成24年10月1日	868	平成25年10月20日	887	平成26年10月1日	905	平成27年10月18日	930	平成28年10月1日
新 潟	689	平成24年10月5日	701	平成25年10月26日	715	平成26年10月4日	731	平成27年10月3日	753	平成28年10月1日
富 山	700	平成24年11月4日	712	平成25年10月6日	728	平成26年10月1日	746	平成27年10月1日	770	平成28年10月1日
石 川	693	平成24年10月6日	704	平成25年10月19日	718	平成26年10月5日	735	平成27年10月1日	757	平成28年10月1日
福 井	690	平成24年10月6日	701	平成25年10月13日	716	平成26年10月4日	732	平成27年10月1日	754	平成28年10月1日
山 梨	695	平成24年10月1日	706	平成25年10月18日	721	平成26年10月1日	737	平成27年10月1日	759	平成28年10月1日
長 野	700	平成24年10月1日	713	平成25年10月19日	728	平成26年10月1日	746	平成27年10月1日	770	平成28年10月1日
岐 阜	713	平成24年10月1日	724	平成25年10月19日	738	平成26年10月1日	754	平成27年10月1日	776	平成28年10月1日
静 岡	735	平成24年10月12日	749	平成25年10月12日	765	平成26年10月5日	783	平成27年10月3日	807	平成28年10月5日
愛 知	758	平成24年10月1日	780	平成25年10月26日	800	平成26年10月1日	820	平成27年10月1日	845	平成28年10月1日
三 重	724	平成24年9月30日	737	平成25年10月19日	753	平成26年10月1日	771	平成27年10月1日	795	平成28年10月1日
滋 賀	716	平成24年10月6日	730	平成25年10月25日	746	平成26年10月9日	764	平成27年10月8日	788	平成28年10月6日
京 都	759	平成24年10月14日	773	平成25年10月24日	789	平成26年10月22日	807	平成27年10月7日	831	平成28年10月2日
大 阪	800	平成24年9月30日	819	平成25年10月18日	838	平成26年10月5日	858	平成27年10月1日	883	平成28年10月1日
兵 庫	749	平成24年10月1日	761	平成25年10月19日	776	平成26年10月1日	794	平成27年10月1日	819	平成28年10月1日
奈 良	699	平成24年10月6日	710	平成25年10月20日	724	平成26年10月3日	740	平成27年10月7日	762	平成28年10月6日
和 歌 山	690	平成24年10月1日	701	平成25年10月19日	715	平成26年10月17日	731	平成27年10月2日	753	平成28年10月1日
鳥 取	653	平成24年10月20日	664	平成25年10月25日	677	平成26年10月8日	693	平成27年10月4日	715	平成28年10月12日
島 根	652	平成24年10月14日	664	平成25年11月6日	679	平成26年10月5日	696	平成27年10月4日	718	平成28年10月1日
岡 山	691	平成24年10月24日	703	平成25年10月30日	719	平成26年10月5日	735	平成27年10月2日	757	平成28年10月1日
広 島	719	平成24年10月1日	733	平成25年10月24日	750	平成26年10月1日	769	平成27年10月1日	793	平成28年10月1日
山 口	690	平成24年10月1日	701	平成25年10月10日	715	平成26年10月1日	731	平成27年10月1日	753	平成28年10月1日
徳 島	654	平成24年10月19日	666	平成25年10月30日	679	平成26年10月1日	695	平成27年10月4日	716	平成28年10月1日
香 川	674	平成24年10月5日	686	平成25年10月24日	702	平成26年10月1日	719	平成27年10月1日	742	平成28年10月1日
愛 媛	654	平成24年10月24日	666	平成25年10月31日	680	平成26年10月12日	696	平成27年10月3日	717	平成28年10月1日
高 知	652	平成24年10月26日	664	平成25年10月26日	677	平成26年10月26日	693	平成27年10月18日	715	平成28年10月16日
福 岡	701	平成24年10月13日	712	平成25年10月18日	727	平成26年10月5日	743	平成27年10月4日	765	平成28年10月1日
佐 賀	653	平成24年10月21日	664	平成25年10月26日	678	平成26年10月4日	694	平成27年10月4日	715	平成28年10月2日
長 崎	653	平成24年10月24日	664	平成25年10月20日	677	平成26年10月1日	694	平成27年10月7日	715	平成28年10月6日
熊 本	653	平成24年10月1日	664	平成25年10月30日	677	平成26年10月1日	694	平成27年10月17日	715	平成28年10月1日
大 分	653	平成24年10月4日	664	平成25年10月20日	677	平成26年10月4日	694	平成27年10月17日	715	平成28年10月1日
宮 崎	653	平成24年10月26日	664	平成25年11月2日	677	平成26年10月16日	693	平成27年10月16日	714	平成28年10月1日
鹿 児 島	654	平成24年10月13日	665	平成25年10月27日	678	平成26年10月19日	694	平成27年10月8日	715	平成28年10月1日
沖 縄	653	平成24年10月25日	664	平成25年10月26日	677	平成26年10月24日	693	平成27年10月9日	714	平成28年10月1日
全国加重平均額	749	-	764	-	780	-	798	-	823	-

年 度	平 成 29 年 度		平 成 30 年 度		令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
都道府県名	改定額(円)	発 効 年 月 日	改定額(円)	発 効 年 月 日	改定額(円)	発 効 年 月 日	改定額(円)	発 効 年 月 日	改定額(円)	発 効 年 月 日
北海道	810	平成29年10月1日	835	平成30年10月1日	861	令和元年10月3日	861	令和元年10月3日	889	令和3年10月1日
青森	738	平成29年10月6日	762	平成30年10月4日	790	令和元年10月4日	793	令和2年10月3日	822	令和3年10月6日
岩手	738	平成29年10月1日	762	平成30年10月1日	790	令和元年10月4日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月2日
宮城	772	平成29年10月1日	798	平成30年10月1日	824	令和元年10月1日	825	令和2年10月1日	853	令和3年10月1日
秋田	738	平成29年10月1日	762	平成30年10月1日	790	令和元年10月3日	792	令和2年10月1日	822	令和3年10月1日
山形	739	平成29年10月6日	763	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	793	令和2年10月3日	822	令和3年10月2日
福島	748	平成29年10月1日	772	平成30年10月1日	798	令和元年10月1日	800	令和2年10月2日	828	令和3年10月1日
茨城	796	平成29年10月1日	822	平成30年10月1日	849	令和元年10月1日	851	令和2年10月1日	879	令和3年10月1日
栃木	800	平成29年10月1日	826	平成30年10月1日	853	令和元年10月1日	854	令和2年10月1日	882	令和3年10月1日
群馬	783	平成29年10月7日	809	平成30年10月6日	835	令和元年10月6日	837	令和2年10月3日	865	令和3年10月2日
埼玉	871	平成29年10月1日	898	平成30年10月1日	926	令和元年10月1日	928	令和2年10月1日	956	令和3年10月1日
千葉	868	平成29年10月1日	895	平成30年10月1日	923	令和元年10月1日	925	令和2年10月1日	953	令和3年10月1日
東京	958	平成29年10月1日	985	平成30年10月1日	1,013	令和元年10月1日	1,013	令和元年10月1日	1,041	令和3年10月1日
神奈川	956	平成29年10月1日	983	平成30年10月1日	1,011	令和元年10月1日	1,012	令和2年10月1日	1,040	令和3年10月1日
新潟	778	平成29年10月1日	803	平成30年10月1日	830	令和元年10月6日	831	令和2年10月1日	859	令和3年10月1日
富山	795	平成29年10月1日	821	平成30年10月1日	848	令和元年10月1日	849	令和2年10月1日	877	令和3年10月1日
石川	781	平成29年10月1日	806	平成30年10月1日	832	令和元年10月2日	833	令和2年10月7日	861	令和3年10月7日
福井	778	平成29年10月1日	803	平成30年10月1日	829	令和元年10月4日	830	令和2年10月2日	858	令和3年10月1日
山梨	784	平成29年10月14日	810	平成30年10月3日	837	令和元年10月1日	838	令和2年10月9日	866	令和3年10月1日
長野	795	平成29年10月1日	821	平成30年10月1日	848	令和元年10月4日	849	令和2年10月1日	877	令和3年10月1日
岐阜	800	平成29年10月1日	825	平成30年10月1日	851	令和元年10月1日	852	令和2年10月1日	880	令和3年10月1日
静岡	832	平成29年10月4日	858	平成30年10月3日	885	令和元年10月4日	885	令和元年10月4日	913	令和3年10月2日
愛知	871	平成29年10月1日	898	平成30年10月1日	926	令和元年10月1日	927	令和2年10月1日	955	令和3年10月1日
三重	820	平成29年10月1日	846	平成30年10月1日	873	令和元年10月1日	874	令和2年10月1日	902	令和3年10月1日
滋賀	813	平成29年10月5日	839	平成30年10月1日	866	令和元年10月3日	868	令和2年10月1日	896	令和3年10月1日
京都	856	平成29年10月1日	882	平成30年10月1日	909	令和元年10月1日	909	令和元年10月1日	937	令和3年10月1日
大阪	909	平成29年9月30日	936	平成30年10月1日	964	令和元年10月1日	964	令和元年10月1日	992	令和3年10月1日
兵庫	844	平成29年10月1日	871	平成30年10月1日	899	令和元年10月1日	900	令和2年10月1日	928	令和3年10月1日
奈良	786	平成29年10月1日	811	平成30年10月4日	837	令和元年10月5日	838	令和2年10月1日	866	令和3年10月1日
和歌山	777	平成29年10月1日	803	平成30年10月1日	830	令和元年10月1日	831	令和2年10月1日	859	令和3年10月1日
鳥取	738	平成29年10月6日	762	平成30年10月5日	790	令和元年10月5日	792	令和2年10月2日	821	令和3年10月6日
島根	740	平成29年10月1日	764	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	792	令和2年10月1日	824	令和3年10月2日
岡山	781	平成29年10月1日	807	平成30年10月3日	833	令和元年10月2日	834	令和2年10月3日	862	令和3年10月2日
広島	818	平成29年10月1日	844	平成30年10月1日	871	令和元年10月1日	871	令和元年10月1日	899	令和3年10月1日
山口	777	平成29年10月1日	802	平成30年10月1日	829	令和元年10月5日	829	令和元年10月5日	857	令和3年10月1日
徳島	740	平成29年10月5日	766	平成30年10月1日	793	令和元年10月1日	796	令和2年10月4日	824	令和3年10月1日
香川	766	平成29年10月1日	792	平成30年10月1日	818	令和元年10月1日	820	令和2年10月1日	848	令和3年10月1日
愛媛	739	平成29年10月1日	764	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月1日
高知	737	平成29年10月13日	762	平成30年10月5日	790	令和元年10月5日	792	令和2年10月3日	820	令和3年10月2日
福岡	789	平成29年10月1日	814	平成30年10月1日	841	令和元年10月1日	842	令和2年10月1日	870	令和3年10月1日
佐賀	737	平成29年10月6日	762	平成30年10月4日	790	令和元年10月4日	792	令和2年10月2日	821	令和3年10月6日
長崎	737	平成29年10月6日	762	平成30年10月6日	790	令和元年10月3日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月2日
熊本	737	平成29年10月1日	762	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	793	令和2年10月1日	821	令和3年10月1日
大分	737	平成29年10月1日	762	平成30年10月1日	790	令和元年10月1日	792	令和2年10月1日	822	令和3年10月6日
宮崎	737	平成29年10月6日	762	平成30年10月5日	790	令和元年10月4日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月6日
鹿児島	737	平成29年10月1日	761	平成30年10月1日	790	令和元年10月3日	793	令和2年10月3日	821	令和3年10月2日
沖縄	737	平成29年10月1日	762	平成30年10月3日	790	令和元年10月3日	792	令和2年10月3日	820	令和3年10月8日
全国加重平均額	848	-	874	-	901	-	902	-	930	

年 度	令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
都 道 府 県 名	改定額(円)	発 効 年 月 日	改定額(円)	発 効 年 月 日
北 海 道	920	令和4年10月2日	960	令和5年10月1日
青 森	853	令和4年10月5日	898	令和5年10月7日
岩 手	854	令和4年10月20日	893	令和5年10月4日
宮 城	883	令和4年10月1日	923	令和5年10月1日
秋 田	853	令和4年10月1日	897	令和5年10月1日
山 形	854	令和4年10月6日	900	令和5年10月14日
福 島	858	令和4年10月6日	900	令和5年10月1日
茨 城	911	令和4年10月1日	953	令和5年10月1日
栃 木	913	令和4年10月1日	954	令和5年10月1日
群 馬	895	令和4年10月8日	935	令和5年10月5日
埼 玉	987	令和4年10月1日	1,028	令和5年10月1日
千 葉	984	令和4年10月1日	1,026	令和5年10月1日
東 京	1,072	令和4年10月1日	1,113	令和5年10月1日
神 奈 川	1,071	令和4年10月1日	1,112	令和5年10月1日
新 潟	890	令和4年10月1日	931	令和5年10月1日
富 山	908	令和4年10月1日	948	令和5年10月1日
石 川	891	令和4年10月8日	933	令和5年10月8日
福 井	888	令和4年10月2日	931	令和5年10月1日
山 梨	898	令和4年10月20日	938	令和5年10月1日
長 野	908	令和4年10月1日	948	令和5年10月1日
岐 阜	910	令和4年10月1日	950	令和5年10月1日
静 岡	944	令和4年10月5日	984	令和5年10月1日
愛 知	986	令和4年10月1日	1,027	令和5年10月1日
三 重	933	令和4年10月1日	973	令和5年10月1日
滋 賀	927	令和4年10月6日	967	令和5年10月1日
京 都	968	令和4年10月9日	1,008	令和5年10月6日
大 阪	1,023	令和4年10月1日	1,064	令和5年10月1日
兵 庫	960	令和4年10月1日	1,001	令和5年10月1日
奈 良	896	令和4年10月1日	936	令和5年10月1日
和 歌 山	889	令和4年10月1日	929	令和5年10月1日
鳥 取	854	令和4年10月6日	900	令和5年10月5日
島 根	857	令和4年10月5日	904	令和5年10月6日
岡 山	892	令和4年10月1日	932	令和5年10月1日
広 島	930	令和4年10月1日	970	令和5年10月1日
山 口	888	令和4年10月13日	928	令和5年10月1日
徳 島	855	令和4年10月6日	896	令和5年10月1日
香 川	878	令和4年10月1日	918	令和5年10月1日
愛 媛	853	令和4年10月5日	897	令和5年10月6日
高 知	853	令和4年10月9日	897	令和5年10月8日
福 岡	900	令和4年10月8日	941	令和5年10月6日
佐 賀	853	令和4年10月2日	900	令和5年10月14日
長 崎	853	令和4年10月8日	898	令和5年10月13日
熊 本	853	令和4年10月1日	898	令和5年10月8日
大 分	854	令和4年10月5日	899	令和5年10月6日
宮 崎	853	令和4年10月6日	897	令和5年10月6日
鹿 児 島	853	令和4年10月6日	897	令和5年10月6日
沖 縄	853	令和4年10月6日	896	令和5年10月8日
全国加重平均額	961	-	1,004	-